

# 消費生活情報 かわらばん 3号



## 海老名市消費生活センター

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所 2 階

☎ 046-292-1000

受付時間 9:00~16:30 (月~金)

対象：海老名市在住・在勤の方



消費生活センターでは、消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務（借金）などの相談を受けています！！

ぜひご利用ください。

# 新聞の契約トラブルに 気を付けて！！

### 事例

以前、自宅に新聞の勧誘員が来訪し  
勧誘を最初は断った。

しかし、景品をたくさんもらい、  
2年後から半年間の契約をした。

そのことをすっかり忘れていたが、  
今月から配達が始まった。

やはり読まないため、販売店に解約の連絡をしたところ、  
解約できないと言われた。





アドバイスにゃ♥



- ❁ 数年先からの契約などは、その場で決めず契約前によく考えましょう。
- ❁ 契約から8日間はクーリング・オフができます。

## クーリングオフってなあに？

特定商取引法やその他の法律に定められた消費者を守る特別な制度です。クーリング・オフは、消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

### 特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間

- 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）：8日間
- 電話勧誘販売：8日間
- 特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）：8日間
- 連鎖販売取引（マルチ商法）：20日間
- 業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）：20日間
- 訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの）：8日間

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

訪問購入の場合、クーリング・オフ期間内は、消費者（売主）は買取業者に対して売却商品の引き渡しを拒むことができます。

クーリング・オフができる取引かどうか、不明な場合は海老名市消費生活センターにご相談ください。

### クーリング・オフの手続き方法

- ・クーリング・オフは必ず書面で行いましょう。はがきでできます。消費生活センターで作成のお手伝いもいたします。